



宮崎県における「子どもの貧困」実態把握(1) :
2つの公的統計から

メタデータ	言語: jpn 出版者: 宮崎大学教育文化学部 公開日: 2020-06-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 盛満, 弥生 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10458/5381

宮崎県における「子どもの貧困」実態把握 (1)

— 2つの公的統計から —

盛満弥生

Grasping the Present Conditions of Child Poverty in Miyazaki (1) : Two Official Statistics

Yayoi MORIMITSU

1. はじめに

近年「子どもの貧困」が社会問題として大きく取り沙汰されるなかで、格差・貧困と教育をめぐる研究が進み、各自治体や学校現場レベルでも様々な取り組みが行われ始めている。ただし、こうした動きは貧困問題が深刻な形で表れている大都市圏が中心となっており、地方においてはその実態把握すらほとんど行われていないのが現状である。宮崎県も例外ではなく、さまざまな指標から子どもの貧困状況が深刻化していることがうかがえるものの、「貧困」に関連する体系的な調査はほとんど行われておらず、具体的な状況は把握されていない。2014年8月に閣議決定された「子供の貧困対策の大綱」に基づき、県や各市町村が今後講じていくことになる支援策がより地域の実態をふまえたものとなるためにも、宮崎県における子どもの貧困実態把握に向けた調査研究が急がれるところである。本稿ではまずその足掛かりとして、生活保護や就学援助に関する公式統計データをもとに、宮崎県における子どもの貧困の現状はどうなっているのか、また全国と比較した場合にはどのような特徴が見られるのかについて検討を行っていく。

2. 宮崎県の生活保護⁽¹⁾状況

全国の生活保護受給者が過去最多の216万人（2014年7月末現在、速報値）を突破する中、宮崎県内でも受給者が急増している。表1は、2004年度から確定数が発表されている2012年度までの全国と宮崎県の生活保護受給世帯数及び人員、保護率（人口に占める生活保護受給者の割合）を示したものである。全国では世帯数・人員・保護率が2004年度から一貫して増加し続けているのに対し、宮崎県では世帯数のみ一貫して増加。人員・保護率は2004年度から2007年度までほぼ横ばいで推移し、その後急増している。表には示していないが、宮崎県の2013年7月の保護率は1.59%（世帯数：13,444、人員：17,809）、2014年7月の保護率は1.61%（世帯数：13,708、人員：17,940）と2012年以降も上昇し続けている⁽²⁾。

表1 被保護世帯数・人員及び保護率（確定数）

年度	宮崎県			全国		
	世帯数	人員	保護率(%)	世帯数	人員	保護率(%)
2004	9,335	12,863	1.11	998,887	1,423,388	1.12
2005	9,543	12,968	1.13	1,041,508	1,475,838	1.16
2006	9,574	12,843	1.12	1,075,820	1,513,892	1.19
2007	9,698	12,899	1.13	1,105,275	1,543,321	1.21
2008	10,075	13,324	1.17	1,148,766	1,592,620	1.25
2009	11,012	14,556	1.29	1,274,231	1,763,572	1.38
2010	11,977	16,054	1.41	1,410,049	1,952,063	1.52
2011	12,655	17,010	1.50	1,498,375	2,067,244	1.62
2012	13,244	17,713	1.57	1,558,510	2,135,708	1.67

※世帯数及び人員は各年度平均値で停止中を含む。

(厚生労働省「社会福祉行政業務報告」⁽³⁾及び「平成24年度被保護者調査」⁽⁴⁾を参考に筆者作成)

2012年度の宮崎県的生活保護率は1.57%と全国平均の1.67%をкаろうじて下回っているものの、図1のように都道府県別で保護率の高い順に並べてみた場合には16番目と比較的上位となる(ただし、図1は2011年度の数値である)。

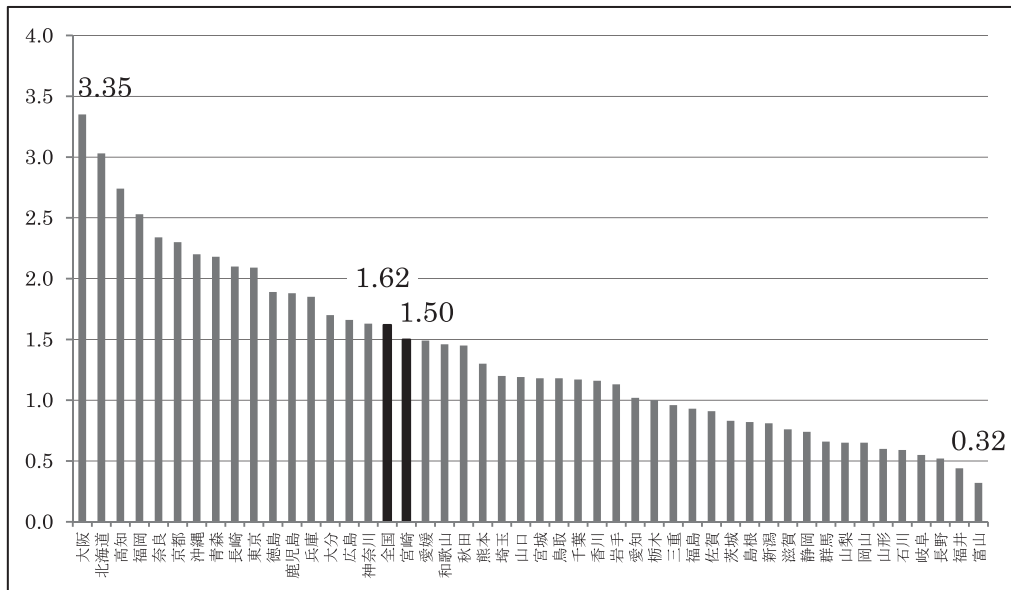


図1 都道府県別生活保護率 [2011年度・月平均] (%)

(総務省統計局「日本統計年鑑」⁽⁵⁾を参考に筆者作成)

生活保護受給世帯数を世帯類型別に見たのが表2である。宮崎・全国ともに2007年度から2012年度までの6年間で稼働年齢層を多く含む「その他世帯」⁽⁶⁾の数が激増し、宮崎県では約2.3倍、全国では約2.6倍となっている。こうした変化に伴い、宮崎県では、「高齢者世帯」が占める割合が減少し、「その他世帯」が占める割合が11.5%から19.2%へと著しく増加している。また、宮崎県では全国に比べて「その他世帯」が占める割合が高いことがわかる。貧困率の高さが様々な調査で指摘される母子世帯の構成比は、宮崎県では6年間で大きな変化はなく5%程度で推移しており、全国（7.6%）に比べると低い割合となっている。

表2 世帯類型別構成比の推移（月平均）

	年度	高齢者世帯	母子世帯	障害・傷病世帯	その他世帯
宮崎	2007年度	49.8% (4,818)	5.6% (540)	33.2% (3,209)	11.5% (1,108)
	2012年度	45.9% (6,062)	5.0% (656)	29.9% (3,950)	19.2% (2,533)
全国	2007年度	45.1% (497,665)	8.4% (92,910)	36.4% (401,088)	10.1% (111,282)
	2012年度	43.7% (677,577)	7.4% (114,122)	30.6% (475,106)	18.4% (284,902)

(宮崎県福祉保健部「宮崎の子ども対策特別委員会資料」⁽⁷⁾及び国立社会保障・人口問題研究所「世帯類型別被保護世帯数及び世帯保護率の年次推移」⁽⁸⁾を参考に筆者作成)

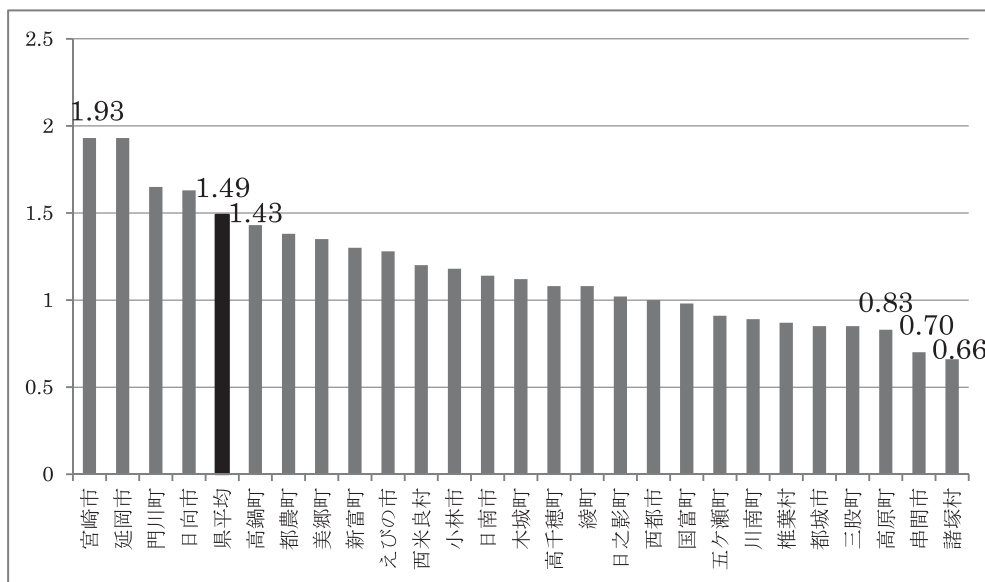


図2 宮崎県各市町村の生活保護率 [2011年度・月平均] (%)

(宮崎県庁「指標でみる宮崎県 市町村 社会保障 (平成24年度)」⁽⁹⁾を参考に筆者作成)

最後に宮崎県内の状況を確認しておきたい。図2は2011年度の宮崎県各市町村の生活保護率である。県庁所在地である宮崎市の1.93%を筆頭に人口規模の大きい中核市で保護率が高くなっており、県の保護率の平均を押し上げていることがわかる。最も保護率の低い諸塚村と宮崎市とでは、3倍近い開きがあり、県内でも格差が大きいことがうかがえる。

3. 宮崎県の就学援助⁽¹⁰⁾状況

図3は全国と宮崎県の就学援助率の推移を示したものである。表1の生活保護率と同様、全国・宮崎県ともに1997年から一貫して上昇し続けている。全国では1997年度から2003年度にかけて急増し、2004年度以降は緩やかに上昇しているのに対して、宮崎県では2008年度から2010年度にかけて急増している。最も差が大きかった2005年度には、宮崎県(9.8%)と全国(13.24%)の間に3.44%の開きがあったが、2012年度にはその差が1.18%とほとんど変わらない状況となっている。

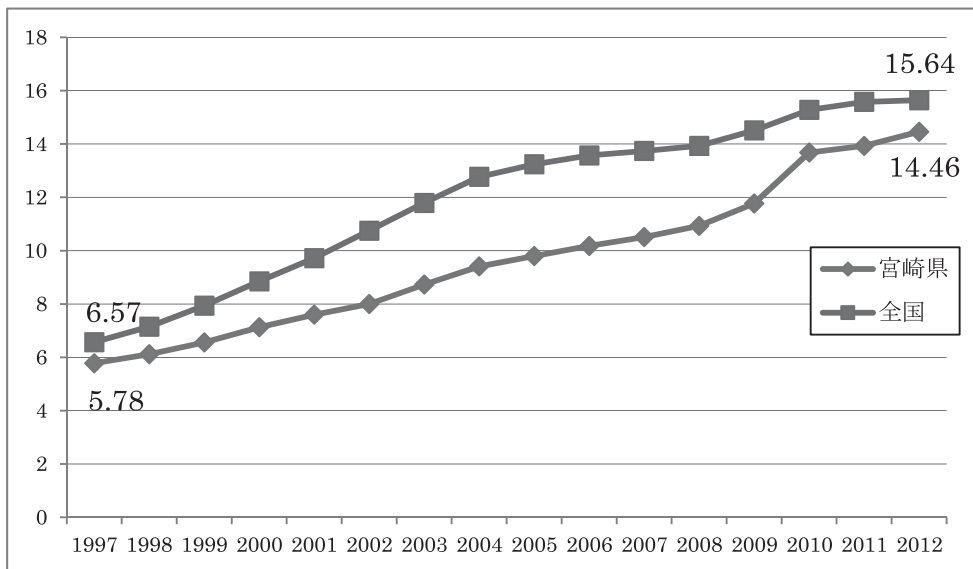


図3 就学援助率⁽¹²⁾の推移 (%)

(文部科学省「平成24年度要保護及び準要保護児童生徒数について」⁽¹³⁾を参考に筆者作成)

表3は、2008年度と2012年度の都道府県別就学援助率及び2時点間での各都道府県の就学援助率の変化を示したものである。図3で見たように、宮崎県の2012年度の就学援助率は全国平均とほぼ同程度であり、全国で21番目の高さとなっている。ただ、就学援助の認定基準・方法は自治体によって異なり、就学援助率は人口規模が大きく、比較的財政力が豊かな都市部でより高くなる傾向があるため、47都道府県から東京及び政令指定都市の所在地である15道府県を除いた31県中の順位で見た場合には11位と比較的上位となる。

また、2008年度から2012年度までの5年間の増減(B-A)を見ると、宮崎県は3.53%増加と、沖縄県(4.11%)、鹿児島県(3.72%)に次いで全国で3番目に高い値となっている。こうした

就学援助率の推移から、全国でも特に南九州地域において子どもの貧困状況が近年急速に深刻化していることがうかがえる。

表3 都道府県別の就学援助率の変化(%)

	2008年度 (A)	2012年度 (B)	(B-A)		2008年度 (A)	2012年度 (B)	(B-A)
北海道	21.63	23.57	1.94	滋賀	10.68	12.69	2.01
青森	15.79	18.01	2.22	京都	18.00	20.16	2.16
岩手	8.52	10.26	1.74	大阪	27.40	26.65	-0.75
宮城	8.95	10.93	1.98	兵庫	16.47	17.31	0.84
秋田	10.19	12.81	2.62	奈良	10.85	11.84	0.99
山形	5.52	7.09	1.57	和歌山	13.27	14.54	1.27
福島	9.37	10.47	1.10	鳥取	12.51	14.57	2.06
茨城	6.17	6.98	0.81	島根	11.36	14.24	2.88
栃木	5.58	6.45	0.87	岡山	13.56	15.10	1.54
群馬	5.82	6.62	0.80	広島	18.84	22.26	3.42
埼玉	11.10	13.09	1.99	山口	23.97	24.77	0.80
千葉	7.12	8.58	1.46	徳島	14.31	15.22	0.91
東京	22.38	23.21	0.83	香川	11.42	13.31	1.89
神奈川	12.98	15.87	2.89	愛媛	9.20	11.41	2.21
新潟	16.36	19.01	2.65	高知	21.20	24.38	3.18
富山	6.71	7.31	0.60	福岡	19.60	22.88	3.28
石川	11.48	13.46	1.98	佐賀	8.89	11.19	2.30
福井	6.49	7.94	1.45	長崎	14.81	17.10	2.29
山梨	8.50	10.05	1.55	熊本	11.12	13.91	2.79
長野	9.29	10.74	1.45	大分	13.10	15.34	2.24
岐阜	6.26	7.41	1.15	宮崎	10.93	14.46	3.53
静岡	4.62	6.23	1.61	鹿児島	16.81	20.53	3.72
愛知	9.11	10.44	1.33	沖縄	15.15	19.26	4.11
三重	9.07	11.29	2.22	全国	13.93	15.64	1.71

(文部科学省「平成20年度要保護及び準要保護児童生徒数について」⁽¹⁴⁾及び「平成24年度要保護及び準要保護児童生徒数について」を参考に筆者作成)

表4は、宮崎県内各市町村における2009年度の要保護・準要保護児童生徒数⁽¹⁵⁾及び就学援助率である。全国的な傾向と同様、人口規模が比較的大きい市町で就学援助率が高くなっている。就学援助率が最も高い串間市(18.21%)と最も低い椎葉村(0.41%)では17.80%もの開きがある。二番目に低い西都市(3.80%)との差も14.41%と大きい。

表4 宮崎県各市町村の要保護・準要保護児童生徒数及び援助率 [2009年度]

	要保護児童生徒数 (a)	準要保護児童生徒数 (b)	合計 (a+b)
宮崎市	415 (1.19%)	4,041 (11.57%)	4,456 (12.76%)
都城市	61 (0.41%)	1,724 (11.52%)	1,785 (11.92%)
延岡市	92 (0.78%)	1,363 (11.50%)	1,455 (12.28%)
日南市	25 (0.56%)	587 (13.13%)	612 (13.69%)
小林市	27 (0.65%)	445 (10.77%)	472 (11.43%)
日向市	62 (1.04%)	714 (12.02%)	776 (13.06%)
串間市	1 (0.06%)	282 (18.15%)	283 (18.21%)
西都市	11 (0.39%)	97 (3.41%)	108 (3.80%)
えびの市	10 (0.61%)	167 (10.19%)	177 (10.80%)
三股町	8 (0.31%)	263 (10.15%)	271 (10.46%)
高原町	1 (0.12%)	127 (15.28%)	128 (15.40%)
国富町	10 (0.57%)	158 (8.95%)	168 (9.52%)
綾町	5 (0.79%)	77 (12.20%)	82 (13.00%)
高鍋町	24 (1.29%)	64 (3.44%)	88 (4.74%)
新富町	12 (0.67%)	149 (8.35%)	161 (9.02%)
西米良村	0 (0.00%)	5 (6.41%)	5 (6.41%)
木城町	0 (0.00%)	32 (7.32%)	32 (7.32%)
川南町	20 (1.23%)	131 (8.04%)	151 (9.26%)
都農町	10 (0.97%)	59 (5.73%)	69 (6.70%)
門川町	21 (1.15%)	142 (7.80%)	163 (8.96%)
諸塚村	0 (0.00%)	12 (7.19%)	12 (7.19%)
椎葉村	0 (0.00%)	1 (0.41%)	1 (0.41%)
美郷町	3 (0.63%)	48 (10.11%)	51 (10.74%)
高千穂町	7 (0.64%)	153 (14.05%)	160 (14.69%)
日之影町	4 (1.13%)	25 (7.04%)	29 (8.17%)
五ヶ瀬町	0 (0.00%)	33 (6.63%)	33 (6.63%)
合計	829 (0.83%)	10,899 (10.94%)	11,728 (11.77%)

(参議院「平成21年度要保護及び準要保護児童生徒数について」⁽¹⁶⁾を参考に筆者作成)

図4は表4の援助率をもとに、その高さに応じて6グループ(「0~5.0%」「5.0~7.5%」「7.5~10.0%」「10.0~12.5%」「12.5~15.0%」「15.0%~」)に分類し色分けしたものである。

地区別で見た場合には、県南・県西が特に高く、県央が低くなっている。就学援助受給の基準や児童生徒総数が各市町村で異なるため、単純に比較することはできないが、2009年度の時点では県内でも特に南部地域で厳しい状況にあったことがうかがえる(もちろん、図3や表3でも示したように、宮崎県内では2008年以降、就学援助率が急上昇しているため、こうした市町村ごとの分布にも変化が起こっている可能性がある)。

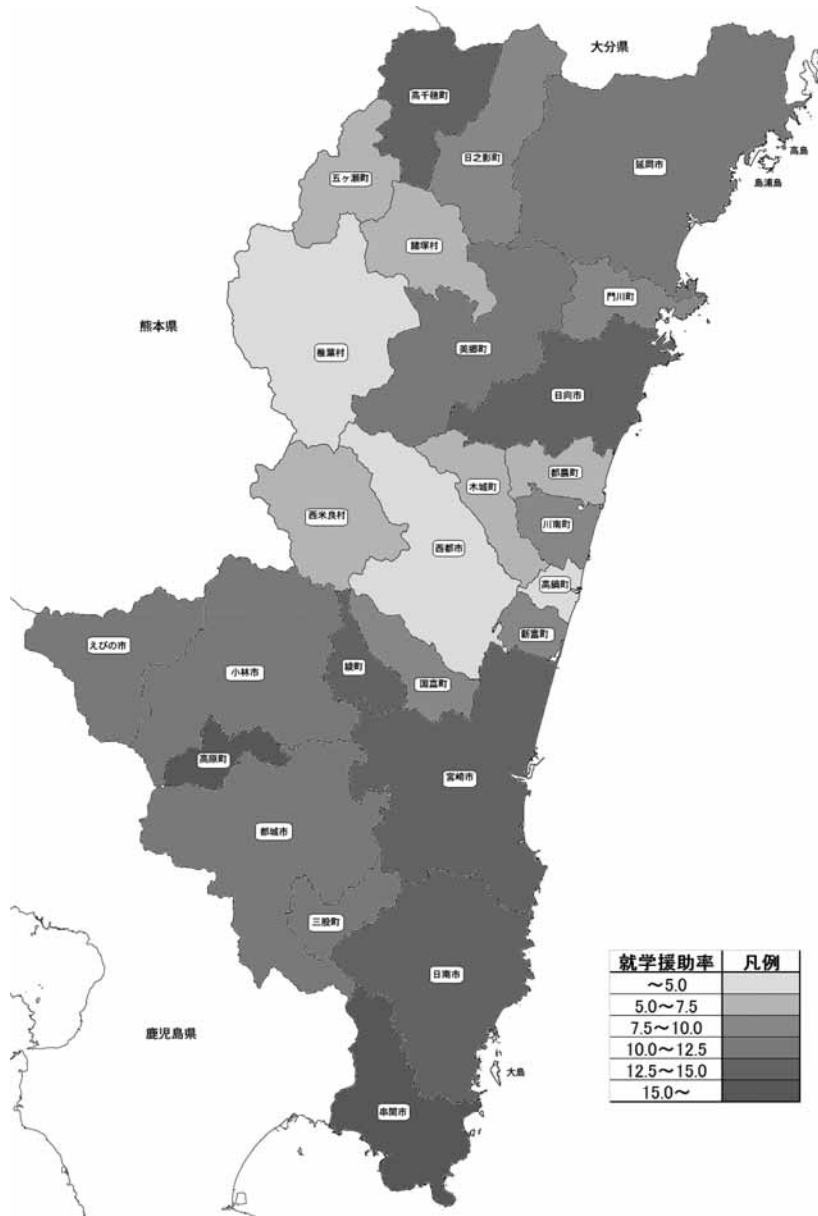


図4 宮崎県各市町村の就学援助率 [2009年度]

(参議院「平成21年度要保護及び準要保護児童生徒数について」を参考に筆者作成)

ただ、図2で見た市町村別の生活保護率と就学援助率とは傾向が異なっている。就学援助率が高い串間市や高原町の生活保護率を見ると、串間市は県内で諸塚村に次いで2番目に低く、高原町も3番目に低い。表2で確認したように、生活保護に関しては、高齢者世帯が受給世帯の4～5割を占めているため、こうした逆転が起こっている可能性がある。子どもの貧困の実

態把握のためには、世帯類型別／年齢階級別構成比をふまえたさらなる分析が必要である。

4. おわりに

以上、国内の子どもの貧困にかかわる公式統計と言える生活保護や就学援助に関するデータから宮崎県内の実態について概観してきた。今回得られた知見は主に次の3点である。①生活保護受給世帯数を世帯類型別に見た場合、宮崎・全国ともに「その他世帯」が近年急増しており、宮崎県では「その他世帯」が占める割合が全国より高い。②全国的に見ても近年の宮崎県における就学援助率の上昇率は非常に高い水準となっており、子どもの貧困状況が急速に深刻化している。③県内でも市町間で就学援助率にはバラツキがあり、県南部でより子どもの貧困状況が深刻である可能性が高い。今後は、生活保護や就学援助に関する統計データのさらなる分析を進めていくとともに、背景にある社会経済的状況の変化に関するデータの分析も行っていきたい。

付記：本稿は、宮崎大学教育文化学部平成25年度学部重点経費(若手研究者・女性研究者・萌芽的研究)「宮崎県における『子どもの貧困』の実態把握に向けた調査・研究」による研究成果の一部である。

〈注釈〉

- (1) 生活保護とは、憲法第25条で定められている生存権を保障することを目的として、貧困状態に陥った人々に必要な援助を提供する社会制度である。支給される保護費は、地域や世帯状況によって異なる。保護の実施機関は都道府県・市・福祉事務所を設置する町村であり、保護費については国が4分の3、地方自治体が4分の1を負担している。
- (2) 2013年・2014年の値は共に確定数ではなく概数である。
厚生労働省「被保護者調査：調査の結果」
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/74-16b.html> (2014/10/7アクセス)
- (3) 厚生労働省「社会福祉行政業務報告」
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001034573> (2014/10/7アクセス)
- (4) 厚生労働省「平成24年度被保護者調査」
http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020101.do?_toGL08020101_&statCode=000001065118&requestSender=search (2014/10/7アクセス)
- (5) 総務省統計局「日本統計年鑑」
<http://www.stat.go.jp/data/nenkan/20.htm> (2014/10/7アクセス)
- (6) 稼働年齢層とは言っても、「その他世帯」＝「働けるのに働かない人」ではない。その3分の1の世帯では働いているにもかかわらず最低生活費以下の給料しかもらえない状況であること、世帯員の約半数が60代以上と10代以下であること、「障害・傷病世帯」に分類されないうまでも中軽度の障害・傷病等を抱えている人たちが多く含まれていることが指摘されている。
- (7) 宮崎県福祉保健部「宮崎のこども対策特別委員会資料」
http://www.pref.miyazaki.lg.jp/gikai/committee/specially/pdf/h25/miyazakinokodomotaisaku_h260131_01fukushihokenbu.pdf (2014/4/26アクセス)
- (8) 国立社会保障・人口問題研究所「世帯類型別被保護世帯数及び世帯保護率の年次推移」
<http://www.ipss.go.jp/s-info/j/seiho/seiho.asp> (2014/3/7アクセス)

(9) 宮崎県庁「指標でみる宮崎県 市町村 社会保障（平成24年度）」

http://stat.pref.miyazaki.lg.jp/modules/pico03/index.php?content_id=2 (2014/2/27アクセス)

- (10) 就学援助とは、学校教育法に基づき、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費や給食費などの費用の一部を自治体が援助する制度である。対象となるのは、保護者が生活保護を受給している児童生徒（要保護児童生徒）と、要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した児童生徒（準要保護児童生徒）である。準要保護の認定基準額は自治体により異なるが、例えば宮崎市では市のホームページ上で表5のように基準額を明示している。

表5 宮崎市における就学援助認定基準額

世帯人員	3人	4人	5人	6人	6人
世帯構成	父（40歳代） 母（30歳代） 子（小学生）	父（40歳代） 母（30歳代） 子（中学生） 子（小学生）	父（40歳代） 母（30歳代） 子（中学生） 子（小学生） 祖母（65歳）	父（40歳代） 母（30歳代） 子（中学生） 子（小学生） 祖父（68歳） 祖母（65歳）	父（40歳代） 母（30歳代） 子（中学生） 子（小学生） 子（小学生） 子（3歳）
認定基準額	約 263 万円	約 321 万円	約 352 万円	約 393 万円	約 389 万円
※表中の認定基準額は大体の目安であり、家族構成や年齢等で異なります。 ・生活保護を受けている方に対しては、修学旅行費・医療費についての援助があります。 ・私立学校に通学している児童生徒は対象となりません。					

(宮崎市HP「奨学事業」⁽¹¹⁾より)

(11) 宮崎市HP「奨学事業」

<http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/www/contents/1170299698669/> (2014/10/7アクセス)

- (12) 「就学援助率」 = (要保護者数 + 準要保護者数) ÷ 公立小中学生数 × 100
- (13) 文部科学省「平成24年度要保護及び準要保護児童生徒数について」
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/02/1344115.htm (2014/2/25アクセス)
- (14) 文部科学省「平成20年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）」（厚咲子、2010、「子ども・若者の貧困と教育の機会均等～卒業クライシス問題と高まる高校版就学援助の必要性～」付表、参議院『経済のプリズム』第83号）
http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/h22pdf/20108301.pdf
 (2014/2/25アクセス)
- (15) 要保護児童生徒は、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目（学用品費・通学費）が補助対象から除かれるため、就学援助の対象者はその一部である。宮崎日日新聞社による宮崎県教育委員会への取材によれば、2012年度の1人当たり年間平均支給額は、要保護児童生徒が8,954円、準要保護児童生徒が73,843円となっている（『宮崎日日新聞』2014年6月1日朝刊より）。
- (16) 文部科学省「平成21年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）」（厚咲子、2011、「未納問題から考える学校給食～子どもの食のセーフティネット～」付表、参議院『経済のプリズム』第87号）
http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/h23pdf/20118704.pdf
 (2014/2/25アクセス)